

電気通信番号規則の一部を改正する省令等案に対する意見及びそれに対する考え方

意見	考え方
<p>意見 1</p> <p>基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の改正により、020 番号はユニバーサル料負担の対象外とされたこと、およびその他の指定要件緩和についても通信事業者の投資コスト低減に繋がることが想定され、ひいては、サービス利用者の利用料低減に資することが期待されます。</p> <p>また、M2M 等専用番号化(将来的には 11 桁からの桁増し)により、スマートメーターなど M2M 通信システム等の普及が促進され、分散型電源や需要家を含めた新エネルギーマネジメントシステムの導入による省エネ、蓄エネ、創エネ社会の実現、さらには、IoT 活用社会の実現によるイノベーション創出、経済の発展に寄与するものと期待しております。</p> <p>このため、速やかな省令の施行を実施いただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">(九州電力株式会社)</p>	<p>考え方 1</p> <p>本改正案に賛同いただいたものとして承ります。</p>
<p>意見 2</p> <p>(全体について)</p> <p>M2M 等専用番号(020)の導入に向けた、今回の電気通信番号規則等の改正案は、070 番号の枯渇抑制につながるるとともに、今後の IoT・M2M(MVNO 含む)の更なる活性化に資することから、その方針に賛同致します。</p> <p>(電気通信番号規則改正案 第九条三の二)</p> <p>電気通信番号規則 第九条三の二の改正案における M2M 等専用番号(020)の対象サービスについて、平成 28 年 9 月 27 日に実施された情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会(第 74 回)配布資料「資料 74-3」にて、「電気通信番号規則等の一部改正の概要① M2M 等専用番号(020)の対象とするサービスの範囲」が示されており、その 020 番号適用範囲に賛同いたします。</p> <p>070 番号の枯渇対策に今後も取り組むべく、料金プランに応じて 020 の割り当てを行ってまいります。</p>	<p>考え方 2</p> <p>本改正案に賛同いただいたものとして承ります。</p> <p>本規則に従い、020 番号を適切に使用されることとなります。例えば料金プランに応じて割り当てるかは、その料金プランが本規則に則っているかで判断することとなります。</p>

<p>(電気通信番号規則改正案 当初 11 桁とする点について)</p> <p>M2M 等専用番号の桁数については、携帯電話事業者・M2M サービス利用者等々のシステム改修等に係る期間や投資を考慮し、関連サービスが迅速かつ円滑に提供できるよう、従来の携帯電話と同じ 11 桁とすることに賛同致します。</p> <p>なお、今後の更なる M2M 等の需要増を吸収するに十分な番号空間の確保については、標準化動向や将来の M2M 等の需要を勘案し、関係者で再度議論し慎重な判断をすることが肝要と考えます。</p> <p>(告示改正案)</p> <p>パケット+SMS サービスにおいて、利用者間 (H2H つまり人と人之間) でのショートメッセージサービス (SMS) には M2M 等専用番号 (020) を利用せず、H2M/M2H における M について、M2M 等専用番号 (020) の対象となりうることは、020 番号の適用範囲が広がることから、070 番号の更なる枯渇対策に資すると考えるため賛同致します。</p> <p>(電気通信事業法関係審査基準)</p> <p>「携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」答申 (平成 27 年 12 月 17 日) にも記載のとおり、M2M 市場の特性上、製品に通信モジュールを組み込む製造段階で番号が必要となるケースが多く、番号が SIM に書き込まれてから開通するまでの期間を要する半黒 SIM (番号は SIM に書き込まれているが未開通の番号) が多数存在することが予想されるため、半黒 SIM を「需要の見込み」に含めることが適当と考えます。</p> <p style="text-align: center;">(株式会社 NTT ドコモ)</p>	<p>今後の更なる M2M 等の需要増を吸収するに十分な番号空間の確保には、桁増しが有効な方策と考えています。これについては、携帯電話事業者のネットワークシステム改修等のための投資費用と十分な準備期間が必要となると見込まれることから、今後の M2M の番号需要の状況等を踏まえ検討することになります。</p> <p>本改正案に賛同いただいたものとして承ります。</p> <p>M2M 等専用番号の需要見込みの算出において、070 番号の不足 (枯渇) 及びご指摘の状況を考慮し、既に SIM に書き込まれているが未開通であり最終利用者に付与されていない番号については、「需要の見込み」の数に含めても支障がないと考えられます。</p>
<p>意見 3</p>	<p>考え方 3</p>
<p>M2M 等専用番号の指定要件 (電気通信番号規則) について、携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方 答申 (平成 27 年 12 月 17 日 情報通信審議会) においては、「第一種指定電気通信設備との相互接続については、指定要件には含めないことが適当である」とされていましたが、今回の省令案においては、「直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備との間で第 9 条第 1 項第 3 号の 2 に規定する電気通信番号に係る呼の接続を行わないこと」を指定要件とするよう変更されています。</p> <p>M2M 等専用番号については、基本的には「機器間でネットワークを介して</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今般の制度改正は、データを中心とした携帯電話サービスに対する急速な需要拡大による携帯電話番号の枯渇対策、及び IoT 時代において、需要がさらに増大すると見込まれる M2M の特性に対応した番号制度が必要であることから、M2M 等専用番号として 020 番号を創設するものです。 ・ 情報通信審議会では、020 番号をユニバーサルサービスに係る負担金の徴収の対象外とすることについて議論されており、020 番号をユニバーサルサービスに係る負担金の徴収の対象外とすることで、020 番号への移行のインセンティブにつながると言及されています。(電気通信番号政策委員会第 17 回 (平成 27 年 10 月 1 日))

<p>通信を行うことにより、情報を収集したり機器を作動させたりするシステムで利用すること」が想定されているものの、「特定の相手方に限定されている場合は、音声通信での利用も認める」とされているところです。</p> <p>当該規定は NTT 東西の第一種指定電気通信設備を利用しない事業者サービスへの着信を可能とする一方で、NTT 東西の第一種指定電気通信設備を利用する事業者サービスに着信する場合に限り、同番号が利用できないとする整理を図るものであり、M2M 等専用番号を用いたシステムから着信できる電気通信事業者のサービスが限定されることから、このような利用形態とすることは利用者利便が損なわれることに繋がりがかねないと考えます。</p> <p>したがって、M2M 等専用番号の指定要件については、省令案別表第二第 8 項第 2 号の「直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備との間で第 9 条第 1 項第 3 号の 2 に規定する電気通信番号に係る呼の接続を行わないこと。」とするのではなく、今回の答申と同様に「第一種指定電気通信設備との相互接続については、指定要件には含めないことが適当である。」としていただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">(西日本電信電話株式会社)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他方、ユニバーサルサービス制度では、受益者負担の考え方から、制度的に、NTT 東西の加入電話等と相互接続が可能か否かで、当該番号を利用する事業者が負担を負う対象となるかを判断しています。 ・従って、ユニバーサルサービスに係る負担金の徴収の対象外とするためには、単に第一種指定電気通信設備との接続義務を要件としないだけでは不十分であり、積極的に第一種指定電気通信設備と接続しないことを制度的に担保することが必要であることから、これを指定要件としたものです。 ・また、利用者利便の観点からは、020 番号は、ユニバーサルサービスに係る負担金の徴収の対象外となることにより、M2M 通信を利用者がより利用しやすい環境を整備することにつながります。もし、利用者が、NTT 東西と相互接続する音声通話を必要とする場合、従来どおり 070 等番号を利用することとなります。 ・このように、020 番号の新設は、利用者の用途に応じて 070 等番号または 020 番号を利用するという番号の選択肢を増やすものであり、利用者の利便性の向上に資するものと考えます。 ・なお、今後とも 020 番号利用者の動向等を注視し、番号制度の円滑な利用に向けて、総務省において必要な検討を行っていくことが適当と考えます。
<p>意見 4</p>	<p>考え方 4</p>
<p>M2M 等専用番号の指定要件(電気通信番号規則)について、携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方 答申(平成 27 年 12 月 17 日 情報通信審議会)においては、「第一種指定電気通信設備との相互接続の義務は、音声通話サービスについて、広く当該設備や他事業者網の利用者と接続できることが利用者の利益のために重要であることから設けられているものである。一方、当該相互接続を行うには、携帯電話事業者及び固定電話事業者において相応の準備期間やコストを要するものである。また、① M2M サービスは専らデータ通信を行うものであること、②音声通話を伴い、固定電話ネットワーク利用者全般と接続する必要があるサービスについては、M2M 等専用番号の対象とはしないこととしていることから、第一種指定電気通信設備との相互接続については、指定要件には含めないことが適当である。」とされていました。</p> <p>一方、今回の省令案においては、上記答申以降特段の議論のないままに、「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の改正によりユニバ料負担の対象外とすることを明確化」することを目的に「直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備との間で第 9 条第 1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今般の制度改正は、データを中心とした携帯電話サービスに対する急速な需要拡大による携帯電話番号の枯渇対策、及び IoT 時代において、需要がさらに増大すると見込まれる M2M の特性に対応した番号制度が必要であることから、M2M 等専用番号として 020 番号を創設するものです。 ・情報通信審議会では、020 番号をユニバーサルサービスに係る負担金の徴収の対象外とすることについて議論されており、020 番号をユニバーサルサービスに係る負担金の徴収の対象外とすることで、020 番号への移行のインセンティブにつながると言及されています。(電気通信番号政策委員会第 17 回(平成 27 年 10 月 1 日)) ・他方、ユニバーサルサービス制度では、受益者負担の考え方から、制度的に、NTT 東西の加入電話等と相互接続が可能か否かで、当該番号を利用する事業者が負担を負う対象となるかを判断しています。 ・従って、ユニバーサルサービスに係る負担金の徴収の対象外とするためには、単に第一種指定電気通信設備との接続義務を要件としないだけでは不十分であり、積極的に第一種指定電気通信設備と接続しないことを制度的に担保することが必要であることから、これを指定要件としたものです。 ・また、利用者利便の観点からは、020 番号は、ユニバーサルサービスに係

項第3号の2に規定する電気通信番号に係る呼の接続を行わないこと。」と変更されております。

また、答申では、M2M 等専用番号として、「特定の者(コールセンターのオペレーター等)のみとの間で行われる」場合は音声通話での利用も認められていたところですが、省令案のとおり施行された場合、第一種指定電気通信設備を利用した NTT 東西の固定電話や他事業者の直収電話等には通信できなくなり、一部の利用者について利便が損なわれる恐れがあります。

したがって、ユニバ料負担の対象外とすることの是非や一部の利用者の利便を損ねる可能性について、改めて十分な議論や検討を行った上で、「第一種指定電気通信設備と接続しないこと」を M2M 等専用番号の指定要件とするべきか判断することが適切であると考えます。

(東日本電信電話株式会社)

る負担金の徴収の対象外となることにより、M2M 通信を利用者がより利用しやすい環境を整備することにつながります。もし、利用者が、NTT 東西と相互接続する音声通話を必要とする場合、従来どおり 070 等番号を利用することとなります。

・このように、020 番号の新設は、利用者の用途に応じて 070 等番号または 020 番号を利用するという番号の選択肢を増やすものであり、利用者の利便性の向上に資するものと考えます。

・当審議会としては、本案は、情報通信審議会で言及のあった「020 番号への移行のインセンティブとしてユニバーサルサービスに係る負担金の徴収の対象外とする」という点を反映した規定ぶりとなっており、現時点においては、適切なものと考えます。

・ご指摘の点については、今後、利用者の利便に関し、第一種指定電気通信設備との接続の必要性についての動向を踏まえつつ、番号制度の円滑な利用に向けて、必要に応じ、ユニバーサルサービスの負担金の負担の可否を含め、総務省において検討を行っていくことが適当と考えます。